

事 務 連 絡

平成27年 3月16日

農業者各位

留寿都村

産業課長 西 原 勇 二

平成27年度留寿都村農業関係補助事業一覧の申請について

日頃より、本村の農業振興・組合業務に多大なご協力・ご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件につきまして、**4月30日(木)が申請期限**となっておりますので、希望される方は印鑑持参のうえ**役場産業課窓口**にて期限内に申請願います。

ご不明な点がございましたら、役場産業課産業係（46-3131）へお問い合わせ願います。

記

1. 申請受付している事業

- (1) 留寿都村次世代農業確立対策事業（堆肥・緑肥）
- (2) 留寿都村農道補修事業（農道敷砂利）
- (3) 留寿都村自立的土地改良事業
- (4) 留寿都村農地等災害防止対策事業

(産業課産業係)

## 平成27年度留寿都村農業関係補助事業の実施について（お知らせ）

平成27年度留寿都村農業関係補助事業を、別紙一覧のとおり実施いたしますので、次の事項をご確認の上、希望される方は申請願います。

### 記

#### 1. 補助の対象者

村内に居住し、営農する農業者（農業生産法人を含む。）とします。

ただし、平成26年度分までの村税に未納がある場合、補助の対象になりませんので、ご理解願います（申請の際に、納税状況を確認するための承諾書を徴取いたします。）。

#### 2. 補助金の額

別紙「平成27年度留寿都村農業関係補助事業一覧」を参照願います。

#### 3. 補助金の申請方法等

役場産業課窓口申請関係書類を用意しておりますので、印鑑持参の上来庁し、  
手続を行ってください。

（役場の通常業務時間は、8:45～12:00・13:00～17:30です。）

#### 4. 申請期限等

平成27年 4月30日（木）までとします。

#### 5. 留意事項

（1）各補助事業の申請額が予算額を超える場合には、予算の範囲内で助成することとなります。

（2）やむを得ない事由により事業を中止したり、事業量の変更があった場合には変更手続が必要となりますので、必ずご連絡ください。

（3）事業実施期間

平成27年11月13日（金）までといたします。

（4）実績報告

（3）の事業実施期間に関わらず、事業完了した場合は、速やかに実績報告手続をお願いいたします。

実績報告の期限は、平成27年11月20日（金）までといたします。

## 平成27年度 留寿都村 農業関係補助事業一覧

事業名	補助内容	27年度予算額	27年度事業見込量				
留寿都村次世代農業確立対策事業 ・ 耕畜連携堆肥供給推進事業	<p>・ 農業者が村内畜産農業者又はようてい農業協同組合から生産される堆肥を購入した経費のうち、消費税及び運搬・散布に係る経費を除く堆肥代のうち、次に掲げる額とします。 ただし、堆肥単価は、1,000円/t以上を対象とします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">補 助 基 本 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">村内産堆肥、 ようてい農業協同 組合産堆肥</td> <td>1/2以内の額（ただし、専用の攪拌装置・送風装置を使用して生産された高度化処理堆肥（村内産）やようてい農業共同組合産堆肥については2,000円/tを上限とし、それ以外の堆肥については1,250円/t（村内産）を上限とします。）</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	補 助 基 本 額	村内産堆肥、 ようてい農業協同 組合産堆肥	1/2以内の額（ただし、専用の攪拌装置・送風装置を使用して生産された高度化処理堆肥（村内産）やようてい農業共同組合産堆肥については2,000円/tを上限とし、それ以外の堆肥については1,250円/t（村内産）を上限とします。）	5,300,000円	2,842 t うち村内 2,112 t  ようてい 730 t 農業協同組 合産
区 分	補 助 基 本 額						
村内産堆肥、 ようてい農業協同 組合産堆肥	1/2以内の額（ただし、専用の攪拌装置・送風装置を使用して生産された高度化処理堆肥（村内産）やようてい農業共同組合産堆肥については2,000円/tを上限とし、それ以外の堆肥については1,250円/t（村内産）を上限とします。）						
・ 地力増進作物導入促進事業	<p>・ 農業者が地力の維持増進のために施用する緑肥の導入経費のうち、消費税及び運搬等に係る経費を除く1/3以内の額（1円未満切捨て）とします。 ただし、補助対象単価は2,700円/10aを上限とします。</p>	2,430,000円	270 ha				
留寿都村農道補修事業	<p>・ 農業者が、農作業の安全と効率的な作業運行を目的に行う農道補修に要する経費のうち、消費税を除く砂利代及び運搬代の1㎡あたり単価1/3以内で、900円を超えない額とします。</p>	1,080,000円	12,000㎡				
留寿都村自立的土地改良事業	<p>農業者が圃場の生産性を向上させることを目的に行う小規模な土地改良事業に要する経費のうち、消費税を除く経費の1/2以内で250,000円を超えない額とします。</p>	2,500,000円	10箇所				
留寿都村農地等災害防止対策事業	<p>農業者が農地災害を防止することを目的に行う小規模な工事・工種に要する経費のうち、消費税を除く経費の4/5以内で200,000円を超えない額とします。</p>	2,000,000円	10箇所				